

国立大学法人高知大学の施設活用の実態把握及びその是正勧告に関する規則

平成16年4月1日
規則第108号

最終改正 令和5年3月28日規則第132号

(目的)

第1条 この規則は、全学の施設の活用状況の実態を把握し、適時適切に使用方法の再編を行い、時代の変化に即応した教育研究活動等を円滑に進めることを目的として定める。

(定義)

第2条 この規則において「部局」とは、各学系、各学部（附属施設を含む。以下同じ。）、大学院総合人間自然科学研究科、学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所、機構等及び保健管理センターをいう。

(調査)

第3条 高知大学全学財務委員会（以下「委員会」という。）は、その構成員及び事務局担当部課職員をもって、全学の施設の活用状況の実態把握をするため、全学の施設を随時調査することができる。

(勧告)

第4条 委員会は、調査の結果、その使用の再編を必要と判断した場合は、関係する部局に使用方法の是正を勧告することができるものとする。

(報告)

第5条 前条の勧告を受けた関係する部局の長は、速やかに委員会に対し、是正方法について報告しなければならない。

(経費)

第6条 前条の報告を行う際は、事前にその是正に必要な手法及び経費について財務部施設企画課と協議するものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の運用に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月5日規則第15号）

この規則は、平成18年7月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第124号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第163号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日規則第132号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。